

公告第 60 号

公募型プロポーザル方式による契約相手方特定の手続きを、次のとおり開始する。

令和 7 年 12 月 5 日

浪江町長 吉田 栄光



1 業務概要

- (1) 業 務 名 浪江町移住相談窓口業務
- (2) 業務内容 浪江町移住相談窓口業務委託仕様及び企画提案書作成要領「5 業務内容」のとおり。
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 31 日

2 その他

参加資格など公募型プロポーザル方式に係る詳細については、浪江町移住相談窓口業務委託公募型プロポーザル募集要項によるものとする。

本件公募型プロポーザルは、次年度の当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に有効な業務委託契約を締結することが可能になるため、町議会の 3 月定例会において当初予算が否決される等して予算が成立しなかった場合は、本件プロポーザルにより受託事業者を決定した場合であっても当該業務委託契約を締結しない。

また、予算が成立しなかったことに起因して当該業務委託契約の締結が行われない場合、町はいかなる賠償責任も負わないものとする。